



# 第3回肖像権ガイドライン円卓会議 参加報告

主催：デジタルアーカイブ学会

日時：2020年4月25日（土）15時～17時20分

形態：オンライン会議（ZOOM ウェビナー使用）

参加者数：260名（円卓を除く）

## 1. はじめに

肖像権ガイドライン円卓会議は、主に非営利目的のデジタルアーカイブにおける人物写真・人物が写りこんだ写真の公開にあたって、肖像権権利処理を行うための民間ガイドライン作成に向けた協議の場として、これまでに東京、京都で開催されてきた。東京・御茶ノ水にて開催された第1回会議には私も参加し、議論をその場で拝聴することができた。3回目となる今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインでの開催となったが、259名の申込みがあったとのことで、関心の高さがうかがえる。

私が勤務する神奈川県立歴史博物館は、神奈川県域に軸足を置いた旧石器時代から現代までの人類史を扱う人文系博物館である。博物館には、実物資料としての近代以来の「古写真」や、現代史資料としての「写真」「写真印刷物」、また館が撮影した文化財写真、館の活動を記録した写真など、多くの写真が存在する。現在、当館では館蔵資料のデジタル写真公開に向けて準備を進めているところであるが、その中には人物が写る写真も含まれる。まさに非営利デジタルアーカイブ公開における肖像権処理に直面している立場であり、この度の会議へ参加もコンテンツホルダーとしての関心による部分が多い。

以下に、会議の概要を記しつつ所感を述べたい。

冒頭には、司会の佐藤竜一郎氏より本会議の目的として、これまでの議論を踏まえたガイドライン改訂版の公表、法学者・権利者・デジタルアーカイブ現場の担当者らでガイドラインを現場で活用するための方策を検討すること、そしてガイドラインの有効性実証実験への参加機関の募集等が説明された。

## 2. 肖像権ガイドライン(案)第3次改訂版の概要

法制度部会の川野智弘弁護士より、肖像権の基礎的

な理解の確認、ガイドライン案の趣旨・目的および第1回、第2回円卓会議での議論等を踏まえ改訂した点についての説明があった。その中で、各アーカイブ機関が本ガイドラインを使用する際には現場に合わせて適応化することも積極的に検討して欲しいが、その際にはその過程も記録しておくことが重要と指摘された。

## 3. ラウンドテーブルおよび質疑応答

福井健策氏（弁護士・デジタルアーカイブ学会法制度部会長）が司会を務め、足立昌聰（LINE株式会社）、内田朋子（共同通信）、大高崇（日本放送協会）、宍戸常寿（東京大学）、数藤雅彦（弁護士）、中井秀範（日本音楽事業者協会）、橋本阿友子（弁護士）、原田健一（新潟大学）、宮本聖二（立教大学）、渡邊英徳（東京大学）の諸氏が議論に参加した。

まず、各氏によるデジタルアーカイブに関わる自己紹介があった後、5枚の写真を実例とし、ガイドライン案に沿って点数化しつつ、非営利デジタルアーカイブでの公開可否について議論された。オンライン参加者の意見もsli.doの投票機能を使用しリアルタイムで示され、ガイドライン案との整合性、乖離の有無も注目された。第1回にも同様の趣旨で、挙手による参加が求められていたが、今回はオンラインの特性がより活かされる形となり、参加意識も高まったように感じる。

実例として示された写真は「新型コロナ禍の中の都内路上風景」「1950年代と考えられる家庭内食事風景」「1990年代の渋谷路上を歩くコギャル」「京アニ放火事件現場に献花に赴くファンの風景」「吉本興業心齋橋二丁目劇場での集合写真」である。

ラウンドテーブルおよびその後の質疑応答では以下のような意見が出された。

○「偏見」とは異なる「批判」を誘因し得る状況をどう評価するか。

○「写真だけ」で考えるのか、その写真の背景となる「写真外の事情」「文脈」も考えるのか。考えるとするとそのための検討の手間・負担が必要になってしまう（→アーカイブ機関現場での効率的運用を目指すことと相反する?）。せいぜい、写真に明確に付

- 属しているメタデータ程度で留めるあたりが妥当か。「背景不明なので死蔵する」も良くない。
- 「時間経過」による点数の加減度合。もう少し加点を大きくしてもよいのでは、という意見がやや多いか。あるいは撮影年代が不明な場合、年代認定の問題もある。
  - すぐ公開できない写真だとしても、時間経過とともに公開可能なタイミングが来るため、保管しておくことも大事。
  - 「大写真」かどうかの問題。これまでの肖像権裁判などでは「まさにその人に集中し」「中心に据えられたような」写真が侵害とされている。ただ、デジタル画像は拡大が容易。それによる顔認識（識別可能な情報を含むかどうか）をどう評価するか。
  - 「自宅内」が減点要素、「公共の場」が加点要素になっているが、被写体が撮影者の存在や撮影行為を認識しているか、同意しているかも大きなポイントとなる。また「写真のみ」からそれを読み取れるのか、という問題も。
  - 「撮影の適法性＝公表の適法性？」にアーカイブ公開機関がどう組み込むのか。
  - 技術進歩による認識精度向上、スマホアプリ「remini」のような「ai復元」等を、過去の人たちは予測していたのか。デジタルアーカイブとしてオープンにしていくなら未来の技術への想像力も必要か。ただ、その評価を重くすることで多くの過去の写真は公開不可に大きく振れてしまうため、運用にあたっては一般的な受忍限度で許容されるかどうか立ち戻って考えることも必要。
  - 表情が与える印象・影響の大きさ。特に「歴史的事件」の記録において、顔をマスクング、削ってしまったのはアーカイブの意義が大きく奪われてしまう。
  - 「歴史的事件」をどう認定するかも課題。事件の内容等によりもう少し細かく検討できるような対応はどうか。
  - 公開への配慮として、まずは「地ならし」として一定期間の限定公開を経ることも一つ。
  - 公開すべき（する意義のある）写真かどうかを検討することも大事だが、同時にそこにフィルターを設けることで恣意性が生じてしまう点にも留意が必要。また立場によっても一概には判断できない。
  - オプトアウトの制度をちゃんと組み込むことが大事。ただ、オプトアウト制度の前提として「公表可能でその意義があるという判断」は必須で、「肖像権的には公開しない方がいいかもしれないが、とりあえず公開し、何か言われたらオプトアウトすれば良い」という姿勢は問題。公表する公共性、必要性、

意義も考えた上での論理立てが必要だろう。

- ガイドラインですべての写真の公開可否あるいは是非を網羅はできない。ある程度緩いガイドラインで運用しながら、最終的には各個別の写真についてアーカイブ機関、利用者全体で考え理解を深めていくことが大事。

いずれもガイドラインを運用していくために大変辛辣なコメントである。そして議論を聞くほどに、一概での判断は難しく、どうバランスを取っていくかが重要なのだと感じさせられる。

博物館に勤務し、歴史を扱っている身からすると、写真の「背景」については大変難しく且つ関心のある問題である。受け入れた時点で、ある程度背景の明らかな写真もあるが「同意」(撮影への同意≠公開の同意)の判断までは難しい。その写真にまつわる研究が深まり背景の情報が多くなる程、デジタルアーカイブ公開という面では検討要素が増えることにもなりかねない。同時に、公立博物館が人物の写った写真を公開することの意義ということも改めて考えなければと痛感するところである。

#### 4. まとめと実証実験への参加呼びかけ

ラウンドテーブルの後、課題は残るもののデジタルアーカイブにおける肖像権の壁の乗り越え方としてガイドラインを用いることが有効かどうか、との福井氏の呼びかけには9割以上が賛同し、ガイドライン策定への期待が高まることとなった。

その後、数藤氏よりガイドラインを運用していく中で、大量の写真を対象とする際の労力を抑えるために自動採点の仕組みを検討、試行中であることが説明された。ただ、現状では「ピースサイン」や「政治家」などAIが認識するにはまだ課題もあるとのことである。

その上で、今後本ガイドラインの有効性、運用効率化のための実証実験を計画しており、実験参加への呼びかけがあった。

#### 5. おわりに

報道機関と博物館とでは異なる面も少なくないと思うが、私は、宮本氏（立教大学）の「人間は必ず社会と関わり合いながら生きている。アーカイブがあることで、そこから私たち自身が学び、未来へも伝えられる。そのためにはそれぞれが多少の「我慢」をすることも必要である」というスタンスに概ね近い感覚を持っている。

この「多少の「我慢」」が一方的押し付けにならない

いように、現在、過去、未来の人々とも共有し、真摯にお互いに向き合い尊重し合うことがとても大切なのだろう。

福井氏が最後に述べた「過度な自粛をおさえつつ、

人々の気持ちにも配慮をしたデジタルアーカイブが花開いていくように」という言葉を胸に、今後もアーカイブ現場として模索を続けていきたい。

(神奈川県立歴史博物館／主任学芸員 千葉 毅)

